第二款　会計監査人設置組合以外の組合における監査

（監事の監査報告の内容）

第百六十条　監事（会計監査人設置組合及び漁業生産組合の監事を除く。以下この款において同じ。）は、決算書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一　（略）

二　決算書類（剰余金処分案又は損失処理案並びに事業報告及びその附属明細書を除く。）が当該組合の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三～九　（略）

２　（略）

（削る。）

（監事の監査報告の通知期限等）

第百六十一条　特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、前条第一項に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

一～三　（略）

（削る。）

２　決算書類については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

３　（略）

４　第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一　第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合　当該通知を受ける者として定められた者

二　前号に掲げる場合以外の場合　監査を受けるべき決算書類を作成した理事

５　第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一　第一項の規定による通知をすべき監事を定めた場合　当該通知をすべき者として定められた者

二　前号に掲げる場合以外の場合　全ての監事

（新設）

（監事の監査報告の内容）

第百六十条　監事（特定組合及び漁業生産組合の監事を除く。以下この項及び第二項において同じ。）は、決算書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一　（略）

二　決算書類（剰余金処分案又は損失処理案並びに事業報告及びその附属明細書を除く。）が当該組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三～九　（略）

２　（略）

３　特定組合の監事は、決算書類及び全国連合会の監査報告を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一　第一項第一号、第四号、第六号、第七号及び第九号に掲げる事項

二　全国連合会の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（全国連合会の監査報告を受領していない場合にあっては、その旨）

三　重要な後発事象（全国連合会の監査報告の内容となっているものを除く。）

四　全国連合会の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

（監事の監査報告の通知期限等）

第百六十一条　特定監事（特定組合及び漁業生産組合の監事を除く。以下この項において同じ。）は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、前条第一項に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

一～三　（略）

２　特定組合の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び全国連合会に対し、前条第三項に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

一　全国連合会の監査報告を受領した日から一週間を経過した日

二　特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日

３　決算書類については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

４　（略）

５　第一項から第三項までに規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一　第一項又は第二項の規定による通知を受ける者を定めた場合　当該通知を受ける者として定められた者

二　前号に掲げる場合以外の場合　監査を受けるべき決算書類を作成した理事

６　第一項、第二項及び第四項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一　第一項の規定による通知をすべき監事を定めた場合　当該通知をすべき者として定められた者

二　前号に掲げる場合以外の場合　すべての監事